

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町三丁目23番地の2
株式会社フォーバル・リアルストレート
代表取締役社長 吉田 浩司

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している状況を踏まえまして、本年は、株主の皆様への感染リスクを避けるため、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。書面による議決権の行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日（火曜日）の営業時間内（午後6時まで）に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
- 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京11階 「丹頂の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 会議の目的事項
報告事項 第28期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.realstraight.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防及び拡散防止への対応について

株主総会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防及び拡散防止のため、以下のとおりの対応をさせていただきます。

【株主の皆様へのお願い】

本年は、株主の皆様への感染リスクを避けるため、事情をご賢察のうえ、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

株主様におかれましては直近の流行状況にご留意いただき、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、特段のご留意をいただき、株主総会のご出席を見合わせていただくことを強くご推奨申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

ご来場の株主様に置かれましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数が通常の半分以下となり座席数に限りがあります。万が一、満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

【当社の対応について】

株主総会会場におきまして、役員及び運営スタッフはマスクを着用、受付スタッフはマスク・手袋を着用させていただきます。その他アルコール消毒液の設置及び非接触型体温計による体温測定など感染予防措置を講じてまいります。

株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合には、上記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告(第28期)

(2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響により経済活動の正常化が遠のく中、ロシアによるウクライナ侵攻も重なり、さらなる原材料や原価の価格上昇を招いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、東京都心5区(千代田・中央・港・新宿・渋谷区)のオフィスビル市場においては、2022年3月末時点の平均空室率が6.37%となり、前年同月比0.95%上昇いたしました。(注)

また、東京都心5区の2022年3月末時点における平均賃料は前年同月比で1,175円(5.45%)下げ、20,366円/坪となりました。(注)

当事業年度において、当社は引き続き顧客企業の移転時における、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までをトータルにサポートするソリューション事業を中心に事業活動を進めてまいりました。

不動産仲介等の売上高については、前年同期比27.2%減の141,555千円となりました。

内装工事及びそれに付随するサービスに関する売上高につきましては、前年同期比17.9%増の2,012,385千円となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高が2,153,940千円(前事業年度比252,461千円増、13.3%増)、営業利益が52,294千円(同33,324千円減、38.9%減)、経常利益が52,299千円(同34,645千円減、39.8%減)、当期純利益が50,412千円(同52,670千円減、51.1%減)となりました。

(注) 大手不動産会社調べ

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は10,675千円であり、その内訳は、オフィスのレイアウト変更に伴う建物付属設備の購入2,394千円、備品等の購入8,281千円であります。

(3) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、オフィス環境関連業務の収益拡大を図るべく、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までを行うオフィス移転のワンストップサービスについては、引き続きその取り組みを強化してまいります。具体的な取り組みとしましては、物件情報の充実やコンテンツの拡充などを実施することで集客サイト「オフィス移転navi」の更なる強化を図るとともに、市場ニーズをいち早く取り入れた居抜き・セットアップオフィス専門サイト「ValueOffice」を拡充することで、顧客企業の獲得を進めてまいります。同時に、既存顧客からの紹介獲得やグループ会社顧客への働きかけ強化等による紹介案件の創出についても、引き続き取り組んでまいります。

また、相場情報や空室情報の提供、障害対応等を通じて顧客企業との接点を増やすことで、顧客企業の困り込みを図ってまいります。顧客企業の困り込みにより将来的な移転ニーズを競合他社に先駆けて把握し、当社のサービスをいち早く提供することで、安定的な収益確保に取り組んでまいります。

さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響で働き方改革が加速し、テレワークを導入する企業が増加する中、働きやすさを重視した社内環境の充実、従業員のやりがいや生産性の向上、デザインや立地へのこだわり、採用力の強化、といった従来型のオフィスニーズに加え、一人用テレビ会議スペースやアクリルパネルの設置など感染防止を目的とした設備の充実、最新のICT機器の導入、ソーシャルディスタンスを確保したオフィスレイアウト、リモートワークやワーケーションを促進するために郊外にも複数拠点を設けるなど、withコロナ・afterコロナ時代の新たなオフィス需要を積極的に取り込むことで、安定的な収益確保を図ってまいります。

加えて、オフィス移転の際には原状回復工事、不用品廃棄、什器購入、内装造作など大きな環境負荷が発生することから、今後は環境に配慮した製品を組み込んだオフィス空間づくりが求められると考えております。2030年までに達成すべき17の目標を掲げたSDGsの考え方の根底にある「環境」への取り組みとして、当社は、企業が力強く成長していける「サステナブルなオフィス空間」の構築を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第25期	2019年度 第26期	2020年度 第27期	2021年度 第28期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	744,099	888,009	1,901,479	2,153,940
経 常 利 益 (千円)	49,747	61,001	86,944	52,299
当 期 純 利 益 (千円)	74,112	51,728	103,083	50,412
1株当たり当期純利益 (円)	3.16	2.21	4.36	2.12
総 資 産 (千円)	494,491	526,759	909,505	802,132
純 資 産 (千円)	328,859	344,762	438,102	450,462
1株当たり純資産額 (円)	11.71	12.63	16.77	17.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の数字は、表示単位未満を四捨五入しております。
3. 前事業年度より事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの4期分を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

名 称	当社株式 の持株数	当社への 出資比率	関係内容
株式会社フォーバル	株 14,330,300	% 60.11	役員の兼務2名 商品売買等取引

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場会社として独立性を確保しながら、適切

に経営及び事業活動を行っております。

- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

・ソリューション事業

企業のソリューションニーズが最も高まるオフィス移転時において、物件の仲介から内装工事、各種インフラや機器・什器の手配までトータルにサポートする不動産関連業務を中心に、中小企業の業務の効率化や経費削減を支援する商品及びサービスを提供しております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
東 京 オ フ ィ ス	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
75名	2名増	35.9歳	5年7ヶ月

(注) 従業員数には、パート・アルバイトは含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数 84,300,000株

② 発行済株式の総数 23,839,800株

③ 株主数 3,888名

④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ォ ー バ ル	14,330,300 株	60.11 %
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	1,055,600	4.42
F R S 従 業 員 持 株 会	399,300	1.67
海 老 澤 一	300,000	1.25
呉 偉 強	261,600	1.09
神 津 光 宏	250,900	1.05
原 泰 一 郎	250,000	1.04
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	238,900	1.00
吉 田 浩 司	207,700	0.87
外 池 栄 一 郎	200,000	0.83

(注) 持株比率の数字は、表示単位未満の端数を切捨てております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2018年11月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき10,500円
- ③ 新株予約権の行使条件
 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年11月27日から2022年11月26日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	400個	普通株式 40,000株	2名

2019年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき9,500円
- ③ 新株予約権の行使条件
 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- ④ 新株予約権の行使期間 2021年11月29日から2023年11月28日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	400個	普通株式 40,000株	2名

2020年11月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき11,900円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 - 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
 - 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年11月28日から2024年11月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	300個	普通株式 30,000株	2名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 田 浩 司	
取 締 役	早 川 慎一郎	管理部長
取 締 役	加 藤 康 二	(株)フォーバル常務取締役管理本部長
取 締 役	行 辰 哉	(株)フォーバル常務取締役社長室長 (株)フォーバルテレコム取締役
常 勤 監 査 役	三 浦 静 雄	—
監 査 役	西 田 拓 稔	—
監 査 役	吉 川 正 幸	公認会計士

- (注) 1. 西田拓稔及び吉川正幸の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役西田拓稔氏及び吉川正幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役吉川正幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができ旨定款に定めております。

当該定款に基づく責任限定契約は締結しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の人数(名)
		基本報酬	役員賞 与	非金銭 報酬等	
取締役	25,891	25,044	—	847	2
うち社外取締役	—	—	—	—	—
監査役	13,200	13,200	—	—	3
うち社外監査役	(6,000)	(6,000)	—	—	(2)
合計	39,091	38,244	—	847	5

(注) 1. 株主総会決議(2004年6月29日)による役員報酬限度額は以下のとおりであります。

 取締役の報酬年額 150,000千円以内

 監査役の報酬年額 40,000千円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

なお、役員報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、含んでおりません。

また、当報酬限度額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額につき、2011年6月22日開催の第17回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。譲渡制限付株式の付与のための報酬決定につき、2021年6月23日開催の第27回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

2. 期末現在の人員数は取締役4名、監査役3名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名が在任していることによるものであります。

3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役1名に対する使用人給与相当額8,687千円は含まれておりません。

4. 上記の非金銭報酬等の内容は、取締役2名に対するストックオプションによる報酬額673千円及び譲渡制限付株式174千円によるものです。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

当社の役員報酬は、以下を目的としております。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人財を獲得し、保持すること
- ・永続的な企業価値の増大への重点的な取り組みを促進すること
- ・株主との利害の共有を図ること

取締役の報酬については、1. 固定給としての基本報酬、2. 短期インセンティブ報酬としての賞与、3. 中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共

有することを目的とする株式報酬（ストックオプション）から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としております。

1. 金銭報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定方針

固定給としての基本報酬は、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して協議した後、最終的に代表取締役社長が決定しております。

なお、2004年6月29日開催の第10回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額150百万円以内となっております。

短期インセンティブ報酬である賞与は、毎期の業績に応じて支給される報酬であり、経常利益等の目標達成度を業績評価の基本指標とし、これに持続的成長を踏まえ、前期からの増加度合い等も総合的に勘案のうえ、支給額を算定しております。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等はありません。

3. 非金銭的報酬等の内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定方針

中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数のストックオプションとしての新株予約権及び譲渡制限付株式を付与しております。

なお、2011年6月22日開催の第17回定時株主総会の決議により、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額は年額20百万円以内、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は年額20百万円以内となっております。

4. 固定報酬等と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針について

取締役の報酬については、1. 固定給としての基本報酬、2. 短期インセンティブ報酬としての賞与、3. 中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬（ストックオプション）から構成することとしております。

それらの報酬の比率については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、基本報酬、賞与及び株式報酬の割合を設定しております。基本報酬を含めた報酬の合計額については、企業規模による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応

じた金額を設定しております。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬（固定）

- ・ 役位及び職責に基づいた固定報酬
- ・ 年額を12等分して毎月支給

賞与

- ・ 年度の業績目標達成、及び将来の成長に向けた取り組みを動機づける報酬
- ・ 事業年度終了後に業績目標の達成度等に応じて算出した額を一括支給

ストックオプション

- ・ 中長期的な企業価値の向上を動機づける報酬
- ・ 原則として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数のストックオプションとしての新株予約権を付与

譲渡制限付株式

- ・ 中長期的な企業価値の向上を動機づける報酬
- ・ 原則として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数の譲渡制限付株式を付与

6. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

個人別の報酬等の決定については、代表取締役社長の吉田浩司に委任しております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰し全容を把握していること等、総合的に判断いたしました。その権限の内容は基本報酬(固定)、賞与、ストックオプションの額の決定とします。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法（上記6.に掲げる事項を除く） 該当事項はありません。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項 該当事項はありません。

9. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると 取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2021年6月23日開催の取締役会で取締役会の報酬関係について決議しております。当該内容は、2021年2月26日開催の取締役会において決

議した決定方針と実質的に同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	西 田 拓 稔	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会14回の全てに出席し、社外監査役及び独立役員として、大手金融機関及び系列のシンクタンク企業での管理職及び融資業務担当、経営コンサルタント等の豊富な経験と見識から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。
社 外 監 査 役	吉 川 正 幸	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会14回の全てに出席し、社外監査役及び独立役員として、主に公認会計士としての専門的な知見から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。基本契約料は当社が負担しており、保険料特約部分は役員等が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
会計監査人の報酬等の額	12,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から、前事業年度の監査実績について報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務遂行状況、過去の報酬実績の推移等を確認して、報酬見積もりの算出根拠の妥当性を検討し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

- ① 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監

査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（日本監査役協会）に基づく評価基準に従い、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に判断し決定いたします。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、2008年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後、2009年9月17日、2014年5月13日及び2015年6月26日開催の取締役会決議により一部改訂を行いました。基本方針は次のとおりとなっております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全取締役が各種会議等の機会を通じて法令遵守重視の姿勢を明確にしつつ、『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役職員行動指針』を徹底する等により、法令遵守重視の企業風土の醸成を進めます。
- ② 法令等遵守体制の充実強化のために、内部監査室により推進体制を整備します。
- ③ 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組みを運用します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役及び監査役の閲覧に供します。
- ② 文書管理の統括部門は、文書管理の運用状況を毎年検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部門に対して文書等の適切な保存及び管理を指導します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当部門は、リスク管理に関する基本ルールに基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じてリスク管理体制を整備します。
- ② リスクの発生又は発見時に、リスク管理担当部門が取締役会への報告及び社外

への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備します。

- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを整備します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの役割分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

(5) 当社並びに親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役員行動指針』の従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。
- ② 内部監査室は、内部統制システムの整備を促進します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、必要がある場合は、事前に管理担当取締役に通知したうえで、監査業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
- ② 監査役会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査役会の同意を得て任命します。

(7) 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前項①により、監査役から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととします。
- ② 取締役は、監査役の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。
- ③ 前項②により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人

事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 当社及び従業員は、次の場合には、当社の監査役会または監査役に対して直接かつ速やかに報告します。
 - イ 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき
 - ロ 当社及び子会社に著しい損害を与える事実またはその恐れのある事実を発見したとき
 - ハ その他業務執行に係る重要な報告事項として監査役会が求める事項を発見したとき
- ② 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査役会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定します。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会または監査役に対し、前各項の事実を直接報告した者に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な扱いをしません。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。
- ② 監査役が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役会との間の定期的な意見交換会を実施します。
- ② 監査役に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査役が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、『フォーバル・グループ企業行動指針』の内容を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組みます。
- ② 当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、管轄警察署、関係

機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集及び管理に努めます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① 取締役の職務の執行について

取締役会規程や役員規程など社内規程を整備し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。なお、当事業年度において取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役2名は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や各取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室により、内部監査計画に基づき、定期的に業務活動について監査を実施しております。内部監査室長は、監査結果について、取締役及び監査役に対し報告を行っております。

④ 財務報告に係る内部統制について

内部監査室及び管理部により、内部統制基本計画書に基づき、決算財務報告に係る業務プロセスについて内部統制評価を実施しております。担当取締役は、評価結果について、随時取締役会において報告し、財務報告の信頼性と適正性の確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますため、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続してまいる所存です。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。そのため、経営基盤と財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に応じた配当を実施してまいる所存であります。当社の剰余金の配当は、年1回期末配当を基本

的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として金銭の分配（中間配当）を行うことが出来る」旨を定款に定めております。

当期につきましては、期末配当予想は1株当たり2.00円の予定となっております。

なお、本件につきましては、2022年6月開催予定の定時株主総会に付議する予定であります。

また、次期の配当につきましては、1株当たり2.20円の配当を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨て、比率は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	751,413	流動負債	351,670
現金及び預金	471,836	買掛金	174,403
売掛金	237,839	未払金	15,667
貯蔵品	3,484	未払費用	28,047
未成工事支出金	9,439	未払法人税等	14,734
前払費用	9,592	契約負債	58,490
立替金	1,221	預り金	9,089
前渡金	16,284	賞与引当金	42,121
その他	1,809	未払消費税等	7,208
貸倒引当金	△95	その他	1,907
固定資産	50,719		
有形固定資産	13,410		
建物	4,744	負債合計	351,670
工具、器具及び備品	8,666	純資産の部	
無形固定資産	850	株主資本	422,325
ソフトウェア	850	資本金	83,472
投資その他の資産	36,458	資本剰余金	48,990
出資金	35	資本準備金	48,990
破産更生債権等	8,194	利益剰余金	289,862
差入保証金	9,661	その他利益剰余金	289,862
長期前払費用	8,660	繰越利益剰余金	289,862
繰延税金資産	18,101	新株予約権	28,136
貸倒引当金	△8,194	純資産合計	450,462
資産合計	802,132	負債・純資産合計	802,132

損 益 計 算 書

（ 自 2021年 4 月 1日
至 2022年 3 月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		2,153,940
売 上 原 価		1,281,602
売 上 総 利 益		872,337
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		820,043
営 業 利 益		52,294
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	4
経 常 利 益		52,299
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	20,200	20,200
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,272	
本 社 移 転 費 用	1,126	2,398
税 引 前 当 期 純 利 益		70,101
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		19,041
法 人 税 等 調 整 額		647
当 期 純 利 益		50,412

株主資本等変動計算書

（自 2021年4月1日
至 2022年3月31日）

（単位：千円）

科 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	当期首残高	74,825
	当期変動額 新株の発行	8,647
	当期末残高	83,472
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	40,343
	当期変動額 新株の発行	8,647
	当期末残高	48,990
資本剰余金合計	当期首残高	40,343
	当期変動額 新株の発行	8,647
	当期末残高	48,990
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	282,092
	当期変動額 剰余金の配当	△42,641
	当期純利益	50,412
	当期末残高	289,862
利益剰余金合計	当期首残高	282,092
	当期変動額 剰余金の配当	△42,641
	当期純利益	50,412
	当期末残高	289,862
株主資本合計	当期首残高	397,260
	当期変動額 新株の発行	17,294
	剰余金の配当	△42,641
	当期純利益	50,412
	当期末残高	422,325
新株予約権	当期首残高	40,841
	当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12,704
	当期末残高	28,136
純資産合計	当期首残高	438,102
	当期変動額 新株の発行	17,294
	剰余金の配当	△42,641
	当期純利益	50,412
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12,704
	当期末残高	450,462

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額が20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産 18,101千円

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性および将来加算一時差異の十分性に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかにより判断しております。

そのため、経済状況や市場環境の変動等による外部環境の変化により当該見積りの変更が必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

建物	1,839千円
工具、器具及び備品	8,518千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,213千円
関係会社に対する短期金銭債務	7,283千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	36,321千円
営業取引（支出分）	78,695千円
営業取引以外の取引（収入分）	－千円
営業取引以外の取引（支出分）	－千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,839,800株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 3,650株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（1）当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

2021年6月23日開催の第27回定時株主総会において次のとおり決議しております。

・配当金の総額	42,641千円
・1株当たり配当額	1.80円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月22日開催予定の第28回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

・配当金の総額	47,679千円
・1株当たり配当額	2.00円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月23日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 948,500株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、法定福利費等であり、評価性引当額を控除しております。なお、繰延税金負債の発生はございません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブの利用も無く、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

差入保証金は、主として事務所賃借に伴う敷金であります。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

また、営業債務等は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 売掛金	237,839		
貸倒引当金（※2）	△95		
	237,744	237,744	—
(2) 破産更生債権等	8,194		
貸倒引当金（※3）	△8,194		
	—	—	—
(3) 差入保証金（※4）	9,661	9,645	△15
資産計	247,405	247,389	△15
(4) 買掛金	(174,403)	(174,403)	—
(5) 未払金	(15,667)	(15,667)	—
(6) 未払費用	(28,047)	(28,047)	—
(7) 未払法人税等	(14,734)	(14,734)	—
(8) 未払消費税等	(7,208)	(7,208)	—
負債計	(240,061)	(240,061)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※3）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※4）貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額2,322千円であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 差入保証金

差入保証金のうち、敷金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払費用、(7) 未払法人税等、(8) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 市場価格のない株式等
該当事項はありません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	237,839	—	—	—
差入保証金	—	8,861	—	—

(注)破産更生債権等（貸借対照表計上額8,194千円）については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱フオーバル	東京都渋谷区	4,150,294	情報通信 コンサルタント業	(被所有) 直接 60.11	役員の兼任、 商品の売上 商品の仕入	商品の仕入	74,052	買掛金	8,397

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	(株)ヴァンクール	東京都千代田区	10,000	情報通信機器販売事業	—	役員の兼任、業務受託	請負業務収入	81,475	売掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	(株)フオルテレコム	東京都千代田区	542,354	法人向け通信サービス事業	—	役員の兼任、業務委託、業務受託、商品の仕入れ	通信サービスの取次及び資金の回収代行委託	8,452	売掛金	24,516
							商品の仕入れ及び債権の回収代行受託	1,253	買掛金	36,220

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューション事業
不動産仲介等	141,555
内装工事及びそれに付随するサービス	2,012,385

顧客との契約から生じる収益	2,153,940
外部顧客への売上高	2,153,940
収益認識の時期	
一時点で移転される財	2,059,137
一定期間にわたり移転されるサービス	94,803
合計	2,153,940

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行业務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行业務に配分する。

ステップ5：企業が履行业務の充足時に収益を認識する。

当社はソリューション事業を行っております。ほとんどの業務については一時点で履行业務が充足されますが、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転する要件を満たす請負契約等に基づく履行业務については、一定期間にわたり売上高を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産	－千円
契約負債	58,490千円
残存履行业務に配分した取引価格	－千円

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	17円72銭
2. 1株当たり当期純利益	2円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社フォーバル・リアルストレート
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 幸樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーバル・リアルストレートの2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容に含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている当社と親会社との取引について、当該取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第118条第5号イ）及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由（同規則第118条第5号ロ）について、取締役会等の審議状況を踏まえ、その内容の合理性、判断及びその理由の妥当性等を検討いたしました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議にもとづき構築及び運用されている内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社と親会社との間の取引にかかる事項について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社フォーバル・リアルストレート

監査役会

常勤監査役 三浦 静雄 ㊟

監査役 西田 拓稔 ㊟

監査役 吉川 正幸 ㊟

(注) 監査役西田拓稔及び監査役吉川正幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第28期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。そのため、経営基盤と財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に応じた配当を実施してまいり所存であります。

第28期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下の通りといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 2.00円 総額 47,679,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を発生する日
2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 今後の事業展開に備えるため、事業目的を一部追加するものであります。
(2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会でできるよう、変更案のとおり第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設すると共に、内容が重複する現行定款第8条(自己の株式の取得)及び第44条(中間配当)を削除し、その他所要の変更を行うものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

(4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるべく、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設ならびに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除の変更を行い、また、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
第2条 <条文省略>	第2条 <現行どおり>
1. <条文省略>	1. <現行どおり>
21. <新設>	21. <現行どおり>
22. <条文省略>	22. <u>貨物利用運送業</u>
25. <条文省略>	23. <現行どおり>
第3条 <条文省略>	26. <現行どおり>
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第7条 <条文省略>	第6条～第7条 <現行どおり>
(自己の株式の取得)	<削除>
第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引または公開買付の方法により、自己の株式を取得することができる。</u>	第8条～第9条 <現行どおり>
第9条～第10条 <条文省略>	<削除>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第13条 <条文省略>	第10条～第12条 <現行どおり>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	<削除>
第14条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、会社法施行規則第94条に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第15条～第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第14条～第16条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長を1名置き、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役社長の他に当社を代表する取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名をしなければならない。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名をしなければならない。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	<削除>
(監査役の員数) 第29条 当社の監査役は、4名以内とする。	<削除>
(監査役の選任方法) 第30条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	<削除>
(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	<削除>
(常勤の監査役) 第32条 当社は監査役会の決議により、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	<削除>
(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までに各監査役に対しその通知を發する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査会を開催することができる。	<削除>
(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	<削除>
(監査役会の決議) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行ふ。	<削除>
(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約) 第41条 <条文省略></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会を招集するときは、会日から3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議) 第30条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約) 第35条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第42条 <条文省略> <新設></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <新設></p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として<u>金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うこと</u>ができる。</p> <p>(配当金の排斥期間等) 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未支払の期末配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第36条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当等の決議機関) 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 <現行どおり></p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(配当金の排斥期間等) 第39条 配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 配当金に対しては利息をつけない</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の第28回定時株主総会終結前の行為に関する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第14条の規定の削除および変更後定款第13条の規定の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>3 <u>本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
1	よしだこうじ 吉田浩司 (1962年7月3日)	1987年2月 1998年4月 2000年4月 2002年2月 2002年6月 2006年4月 2014年6月 2014年8月 2014年8月 2014年8月	株式会社フォーバル入社 株式会社フォーバルテレコム法人営業グループジェネラルマネージャー 株式会社フォーバルコミュニケーションズ代表取締役 ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社取締役 株式会社フォーバルテレコム取締役 株式会社ヴァンクール代表取締役 当社取締役 当社代表取締役社長（現任） 株式会社F R S ファシリティーズ代表取締役 株式会社ヴァンクール取締役	207,700株
2	はやかわしんいちろう 早川慎一郎 (1972年8月31日)	1998年4月 2004年4月 2009年4月 2009年6月 2015年10月	ラオックスヒナタ株式会社入社 当社入社 当社経理財務部長 当社取締役管理部長（現任） 株式会社F R S ファシリティーズ取締役	17,300株
3	かとうこうじ 加藤康二 (1959年3月10日)	1996年2月 2003年4月 2006年6月 2007年6月 2009年6月 2014年4月 2019年4月	株式会社フォーバル入社 同社経理部長 同社取締役 株式会社フォーバルテレコム取締役 当社取締役（現任） 株式会社フォーバル常務取締役 株式会社フォーバル常務取締役管理本部長（現任）	一株

- (注)
1. 当社は、株式会社フォーバル及びその子会社との間に、商品売買等の取引関係があります。
 2. 取締役候補者である加藤康二氏は、株式会社フォーバルの取締役を兼務しております。
 3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 吉田浩司氏及び早川慎一郎氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループの経営全般に携わり、豊富な経験を有していることから、引き続き取締役の責務を適切に果たすことができると判断しました。また、加藤康二氏を取締役候補者とした理由は、親会社である株式会社フォーバルの取締役であることから、グループ事業の連携を強化するためであります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社 株式の数
1	みうらしずお 三浦静雄 (1958年12月16日)	1988年3月 2016年4月 2016年4月 2016年6月 2016年6月	株式会社フォーバル入社 当社入社 当社管理部付部長 当社常勤監査役(現任) 株式会社FRSファシリティーズ監査役	一株
2	よしかわまさゆき 吉川正幸 (1949年1月18日)	1974年10月 1980年3月 1995年6月 2007年8月 2012年8月 2015年6月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 中央監査法人代表社員 太陽ASG有限責任監査法人代表社員 吉川公認会計士事務所開設(現任) 当社監査役(現任)	一株
3	ながいまさしげ 永井公成 (1982年8月1日)	2010年12月 2011年1月 2015年7月 2017年3月 2017年4月 2018年2月 2021年6月 2022年3月	弁護士登録 法律事務所オーセンス入所 城山タワー法律事務所入所 バルミュウダ株式会社監査役 桐蔭法科大学院客員教授 法律事務所ネクシード開設(現任) ベースフード株式会社監査役(現任) バルミュウダ株式会社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉川正幸氏、永井公成氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 三浦静雄氏を取締役候補者とした理由は、当社の親会社である株式会社フォーバルで長年にわたり経理・財務部門に携わることで培われた豊富な知識と経験を活かし常勤監査役として当社の監査を担っており、引き続き当社の業務執行に関し適切な提言をいただけると判断したためであります。

吉川正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

永井公成氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務をはじめとした法律に関する高い専門知識と幅広い見識に基づき、当社の経営全般を監視し、コンプライアンスの強化に寄与していただきたいためであります。また、同氏が職務を適切に遂行する

ことができるものと判断した理由は、長年の弁護士として培われた法律知識および経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有することなどを勘案したためであります。

4. 三浦静雄氏は、現在当社の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
吉川正幸氏は、現在当社の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2004年6月29日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額150,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬等について、その決定方針は事業報告11頁に記載のとおりであり、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて金銭報酬等を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（内、社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由及び報酬の総額

当社は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、確定額金銭報酬等（150万円以内）及びストック・オプションとして割当てる新株予約権に関する取締役の報酬等（各事業年度毎に200万円以内、新株予約権の総数3,000個（普通株式300,000株）以内）とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等として年額200万円以内（年100,000株以内）とする旨のご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等として従来通り年額200万円以内（年100,000株以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、その決定方針は事業報告12頁に記載のとおり、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて非金銭報酬等を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（内、社外取締役0名）となります。本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度の内容（契約の概要）の説明

取締役は、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は取締役につき年100,000株以内（なお、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）として、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と株式の割当てを受ける取締役（以下「対象役員」という。）との間で、以下の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

①対象役員は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、当社の取締役会が定める役務提供期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に、当社の取締役の地位を退任した場合には、死亡、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由があり場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象役員が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める事由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

